

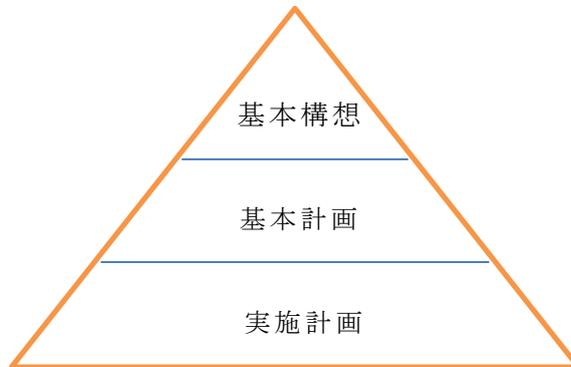
白岡市総合振興計画審議会の役割について

1 総合振興計画とは

総合振興計画は、私達のまちの将来像と、それを目指すための基本的な施策を表したもので、まちづくりの基礎を担う計画です。

総合振興計画は、目指すべき都市像を示す「基本構想」、そのために必要な各施策分野の方向性を示す「基本計画」、各分野の施策を具体化した「実施計画」の3層で構成されています。

なお、基本構想を策定し、又は変更するときは、「白岡市の基本構想の策定等に関する条例」において、議会の議決が必要とされています。



2 総合振興計画の計画期間は

現行の第6次白岡市総合振興計画は、基本構想が10年間（令和4年度～令和13年度）、前期基本計画が令和4年度から令和8年度まで、後期基本計画が令和9年度から令和13年度までのそれぞれ5年間です。

今回は、令和9年度から令和13年度までの期間を計画期間とする第6次白岡市総合振興計画後期基本計画を策定するものです。

3 審議会の役割は

審議会は、「白岡市総合振興計画審議会条例」に基づき設置され、市長の諮問に応じて、総合振興計画の調整その他その実施に必要な調査及び審議を行います。

また、審議会は、委員15人以内で組織され、(1)公募に応じた方、(2)知識経験を有する方で構成されます。

4 会議のスケジュールは

会議は、令和7年8月から令和9年2月までの間に7回程度開催する予定です。

開催日時は、平日の午後を予定しています。

5 報酬額及び費用弁償について

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例に基づき、お支払いします。

なお、書面会議で開催された場合は、報酬のみのお支払いとなります。

区分		報酬額（円）	費用弁償（円）
総合振興計画審議会	会長	日額 7,000	1日 1,300
	委員	日額 6,100	